リサーチセンターの検証について

リサーチセンター設置基準等に係る取扱い

(毎年度の検証)

第8条 リサーチセンターの毎年度の検証(次条の設置期間終了後の評価は、除く。)は、研究機構委員会規程第4条第2項第3号による。

- 2 研究機構委員会は、検証結果を速やかに学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の検証結果を戦略企画会議、教育研究評議会に報告し、公表する。
- ◇ リサーチセンターの事業計画書及び研究成果報告書(評価の様式を準用)に基づいて、 技術科学イノベーション研究機構委員会で検証する。

検証方法

次の事項について、各委員の意見を取りまとめる。

- 1 設置目的に沿った運営状況
 - □ 設置目的に沿った運営がなされている。
 - □ 設置目的に沿った運営がなされているが、一部に改善すべき点がある。
 - □ 運営方法を見直す必要がある。
- 2 平成29年度の研究成果
 - □ 目標を上回る研究成果が得られた。
 - □ 目標どおりの研究成果が得られた。
 - □ 目標を下回る研究成果となった。
- 3 今後の研究計画及び期待される効果
 - □ 研究計画どおりに実施することにより、効果が期待される。
 - □ 研究計画を見直す必要がある。
- 4 改善に向けた意見